

見守り 新鮮情報

介護施設運営会社を名乗る人から「市内に**介護施設**ができ、市内在住者のあなたには**入居権**がある」と電話があった。「必要ない」と断ると「他市に住む女性に**権利**を**譲って**あげてほしい」と言われたので**承諾**した。

後日、弁護士を名乗る人から電話があり「あなたは入居するつもりがないのに申し込んだので犯罪だ。**違反金**600万円支払わないと**逮捕**され拘置所に入ることになる」と言われた。お金を用意したが、だまされているのではないか。

(80歳代 女性)

入居権...?

譲って下さい!!



©Kurosaki Gen

老人ホームなどの 入居権を譲ってという 電話は詐欺です

ひとこと助言



見守るくん

相手にしないで

- 実在する企業名などを名乗り「高齢者施設の入居権を譲ってあげてほしい」などと持ち掛ける不審な電話がかかってきたという相談が、寄せられています。このような電話は詐欺です。相手にせずすぐに電話を切ってください。
- 話を聞いてしまうと、さまざまな口実で金銭を要求されます。一度支払ってしまうと取り戻すことは困難です。不安に感じても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。
- 少しでも疑問や不安を感じた場合には、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第428号 (2022年8月9日) 発行：独立行政法人国民生活センター

しょうひ せいかつ かん そうだん まどぐち
消費生活に関する相談窓口

いわ た し しょうひ せい かつ
磐田市消費生活センター

そうだん び まいしゅうげつ きんよう び しゅくじつおよ ねんまつねんし のぞ さいしゅうげつ
【相談日】 毎週月～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 8:30～17:00(最終受付16:00)

ば しょう いわ た し やくしよほんちようしゃ かい し みるそうだん ない
【場所】 磐田市役所本庁舎1階 市民相談センター内

でん わ
【電話】 0538-37-2113 【FAX】 0538-39-2262



そうだん むりよう
相談は無料

消費生活
センターに
相談して
ください

磐田市イメージキャラクター
ひっぺい



若者に広がる 「人を紹介すればもうかる」 誘いに要注意!

事例

高校の先輩から「もうけ話がある」と誘われ、一緒に事業者の営業担当者とWeb会議をした。投資で稼ぐような話で、よく理解できなかったが、誰かを勧誘すれば報酬がもらえるネットワークビジネスで、登録には50万円が必要とのことだった。「お金がない」と言うと「借金してもすぐに返済できる」と言われ、先輩の指示で、消費者金融の無人機に偽の勤務先や年収等を入力して50万円の借金をし、その場で手渡した。その後、投資では稼げず、借金の返済も苦しくなってきた。(当事者:学生)



©Kurosaki Gen

…ひとことアドバイス…

- 友人や知人からの誘いで、外貨や暗号資産(仮想通貨)などのもうけ話を持ちかけられ「人を紹介すれば報酬が得られる」などと強調されて、よく理解できないまま契約させられてしまうケースが多くみられます。「人を紹介すると…」や「誰かを勧誘すると…」など言われたら要注意です。友人や知人からの誘いでも冷静に判断しましょう。
- 「お金がない」という断り方をすると、事業者に消費者金融での借金やクレジットカードの作成を勧められるケースがあります。その際に勤務先・アルバイト先や収入等について嘘をつくように言われても、絶対に応じないでください。
- 一連の取引が特定商取引法の連鎖販売取引に該当する場合は、クーリング・オフや中途解約をすることができます。
- 不安なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぼーとくん

